

新島村の財政公表

みなさんが納める税金などは、わたしたちの暮らしにいろいろな形で使われています。昨年度のお金の使い道などを平成26年度決算としてお知らせします。また、現在の財政状況を平成27年度上半期（4月～9月）の予算状況としてお知らせします。

26年度の決算状況は表1～表7、27年度上半期の予算状況は表9～表11のとおりです。

表1：平成26年度一般会計の歳入（収入）

歳入（収入） 37億6,510万8千円			
自主財源 6億4,619万7千円 17.2%	村税	3億2,531万2千円	8.6%
	財産収入	4,476万7千円	1.2%
	使用料・手数料	7,381万6千円	2.0%
	負担金・分担金	1,744万2千円	0.5%
	寄付金	25万円	0.0%
	繰入金	8,677万4千円	2.3%
	繰越金	9,783万6千円	2.6%
依存財源 31億1,891万1千円 82.8%	国庫支出金	1億8,686万6千円	5.0%
	地方交付税	12億7,727万4千円	33.9%
	地方特例交付税	42万4千円	0.0%
	都支出金	12億8,528万7千円	34.1%
	村債	1億9,386万円	5.1%
	その他（地方譲与税・地方消費税交付金など）	1億7,520万円	4.7%

表2：平成26年度一般会計の歳出（支出）

歳出（支出） 35億9,235万4千円			
義務的経費 10億24万6千円 27.9%	人件費	6億5,163万1千円	18.1%
	扶助費	8,813万5千円	2.5%
	公債費	2億6,048万2千円	7.3%
投資的経費 9億3,167万9千円 25.9%	普通建設事業費	9億3,167万9千円	25.9%
その他経費 16億6,042万7千円 46.2%	物件費	8億2,125万2千円	22.9%
	維持補修費	6,390万6千円	1.8%
	補助費など	2億1,335万7千円	5.9%
	積立金	5,072万円	1.4%
	投資・出資金	0万円	0.0%
	貸付金	2,850万円	0.8%
	繰出金	4億8,269万2千円	13.4%

決算・予算・会計について

- 1. 決算とは？**
村の仕事は予算に沿って行います。4月1日～翌年3月31日までの1年間を1会計年度といい、この1年間の収入と支出、これにもなう借金や貯金などの計算が決算です。
- 2. 予算とは？**
予算とは、1年間にかかる収入と支出について見積もりを立てる

こと。また、この内容をいいます。新島村では広報にいま5月号で毎年お知らせしています。

- 3. 会計の分け方**
村には2つの会計があります。一般会計と特別会計です。村に出入りするお金のすべてが、性質によつて2つに分けられています。それぞれに歳入（収入）と歳出（支出）があり、お金の出入りを別々に管理します。財布が2つあると考えるとください。

歳入・歳出について

- ▼1つめの財布『一般会計』
福祉・教育・ゴミ処理など、村の基本的な事業を管理。村の会計の中心です。平成26年度の歳入と歳出は表1、表2のとおりです。
- ▼2つめの財布『特別会計』
特定の事業を行うための会計です。条例に基づき設置します。新島村には11の特別会計があります。平成26年度の歳入と歳出は表3のとおりです。

1. 一般会計・歳入（収入）

歳入に充てるものを指します。1年間に村に入るすべてのお金です。歳入はいくつかの観点で大きく2つに分けられます。

▼自主財源と依存財源

▼自主財源
村の中で調達できるお金です。みなさんが納める村税が主な収入源です。自由に使い道を決めることが出来るため、この割り合いが高いほど、財政の自主性と安定性が高いといえます。

▼依存財源

国や都から使い道や金額が決められ、交付されたり借り入れたりするお金です。

(2) 一般財源と特定財源

▼一般財源
使い道が特定されないお金をいいます。依存財源の地方交付税や

会計別決算状況

歳入



一般会計
37億 6,510万 8千円
特別会計
19億 9,632万 5千円
歳入総額
57億 6,143万 3千円

歳出



一般会計
35億 9,235万 4千円
特別会計
19億 6,965万円
歳出総額
55億 6,200万 4千円

表3：特別会計の種類と平成26年度 特別会計の歳出・歳入

歳入（収入）19億 9,632万 5千円
歳出（支出）19億 6,965万円

特別会計の種類	歳入（収入）	歳出（支出）	差し引き額
1. 連絡船事業	9,480万 5千円	9,480万 5千円	0
2. 簡易水道事業	1億 2,356万 5千円	1億 1,607万 2千円	749万 3千円
3. と畜場事業	13万 6千円	13万 6千円	0
4. 国民健康保険診療所	4億 2,885万 8千円	4億 1,626万 6千円	1,259万 2千円
5. 国民健康保険事業	6億 175万 9千円	6億 175万 9千円	0
6. 後期高齢者医療事業	9,481万 2千円	9,418万 9千円	62万 3千円
7. 下水道事業	2億 3,583万 6千円	2億 3,583万 6千円	0
8. 温泉ロッジ事業	1,880万 2千円	1,747万 2千円	133万円
9. 介護保険事業	3億 9,667万 5千円	3億 9,267万 9千円	399万 6千円
10. 災害援護資金貸付事業	107万 7千円	43万 6千円	64万 1千円
合計	19億 9,632万 5千円	19億 6,965万円	2,667万 5千円

村の貯金と借金は？

▼基金（貯金）
村には11種類の「基金」がありま

▼特定財源
使い道が特定されているお金をいいます。依存財源の国庫支出金・都支出金・使用料や手数料などがあげられます。

▼2. 一般会計・歳出（支出）
一年間に払う予定のすべてのお金です。性質別と目的別に分けられます。地方自治体の財源体質を分析するうえでの重要なポイントです。

▼(1) 性質別の分類
▼義務的経費
支出が義務づけられ、任意に削減が難しい経費。この割り合いが高いと財政構造が硬直しているとされます。人件費、扶助費、公債費があります。

▼投資的経費
道路や公園、学校、公営住宅などの新増築に充てる経費。新島村は、普通建設事業費が該当します。

▼その他経費
義務的経費、投資的経費にあてはまらない経費が7つあります。

▼(2) 目的別の分類
支出の目的を基準にした分け方です。新島村の目的別の歳出は14に分類されます。5ページの表10をご覧ください。

村の資産は？

土地や建物など5種類。学校や公園、道路のほか役場や支所も含まれます。（表6）

みなさんが納めた村民税の額は？

表7のとおりです。

表5：村債残高（村の借金） 平成26年度末現在

37億 4,551万 9千円

表7：平成26年度にみなさんが納めた村民税

1人あたり	49,393円
1世帯あたり	103,953円
平成26年度の村民税額（調定額）を平成27年度4月1日現在の人口と世帯で割った数字です。	
人口：2,837	世帯：1,348

表4：基金の種類（村の貯金）平成26年度末現在

基金の種類	金額
1. 財政調整基金	5億 5,030万 9千円
2. 減債基金	1億 9,118万 1千円
3. 住民センター図書	296万 9千円
4. 公共施設整備	6億 1,065万 8千円
5. 高齢者福祉対策	2億 8,445万 5千円
6. 土地開発	3億 1,218万 3千円
7. ふるさと創生	2億 4,775万 5千円
8. 庁舎建設	1億 6,010万 1千円
9. 連絡船建造	1,516万 6千円
10. 簡易水道事業	5,851万 9千円
11. 介護給付準備	1,735万 2千円
合計	24億 5,064万 8千円

表6：財産の状況

公有財産	土地	19,314,050.32 m ²
	建物	48,179.01 m ²
有価証券		3,161万円
出資による権利		2億 5,561万 5千円
貸付金		2億 2,432万 1千円

上半期の予算執行状況

27年度上半期（4月～9月）の予算執行状況をお知らせします。

▼一般会計・歳入（収入）

16億9,521万5千円で、昨年度より1億1,011万円（6.9%）増えています（表9）。

主な収入は、村税・地方交付税・都支出金・国庫支出金で、全体の約82.7%をしめます（グラフ1）。村税の内訳は表8です。

▼一般会計・歳出（支出）

11億9,831万7千円で、昨年度より、2,439万6千円（2.0%）減っています。（表10）

▼特別会計・歳出（支出）

8億1,274万4千円で、総額の38.7%を執行しました。（表11）

歳入（収入）の状況

平成27年度
上半期一般会計歳入額
16億9,521万5千円

グラフ1：一般会計の収入割合

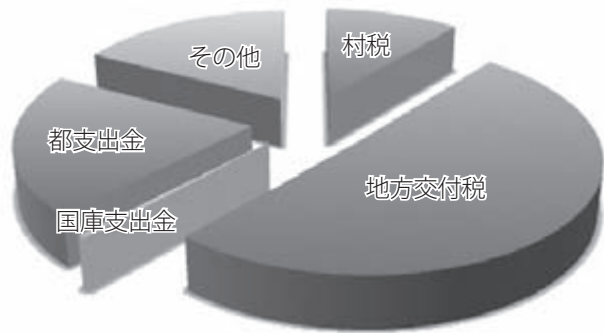


表8：村税の内訳

区分	収入済額	構成比
村民税	6,646万6千円	36.2%
固定資産税	9,468万4千円	51.6%
軽自動車税	1,023万円	5.6%
市町村たばこ税	1,199万6千円	6.5%
入湯税	21万4千円	0.1%
合計	1億8,359万円	100%

表9：平成27年度一般会計歳入…平成26年度との比較

	平成27年度				平成26年度	
	収入済額	構成比	増減額	増減率	収入済額	構成比
村税	1億8,359万円	10.8%	1,406万9千円	8.3%	1億6,952万1千円	10.6%
地方譲与税	519万4千円	0.3%	34万円	7%	485万4千円	0.3%
利子割交付金	117万8千円	0.1%	1万3千円	1.1%	116万5千円	0.1%
配当割交付金	61万3千円	0.0%	1万円	1.7%	60万3千円	0.0%
株式等譲渡所得割交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方消費税交付金	4,193万2千円	2.5%	1,860万1千円	79.7%	2,333万1千円	1.5%
自動車所得税交付金	180万1千円	0.1%	0	0.0%	180万1千円	0.1%
国有提供施設等所在市町村助成交付金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
地方特例交付金	38万3千円	0.0%	-4万1千円	-9.7%	42万4千円	0.0%
交通安全対策特別交付金	66万8千円	0.0%	66万8千円	0.0%	0	0.0%
地方交付税	8億6,054万4千円	50.8%	4,693万9千円	5.8%	8億1,360万5千円	51.3%
分担金・負担金	722万2千円	0.4%	112万7千円	18.5%	609万5千円	0.4%
使用料・手数料	2,825万5千円	1.7%	-287万4千円	-9.2%	3,112万9千円	2.0%
国庫支出金	830万6千円	0.5%	-1,818万2千円	-68.6%	2,648万8千円	1.7%
都支出金	3億5,088万円	20.8%	-590万7千円	-1.7%	3億5,678万7千円	22.5%
財産収入	895万4千円	0.5%	-1,262万9千円	-58.5%	2,158万3千円	1.4%
寄付金	35万円	0.0%	15万円	75%	20万	0.0%
繰入金	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
繰越金	1億7,275万4千円	10.2%	7,491万8千円	76.6%	9,783万6千円	6.2%
諸収入	2,259万1千円	1.3%	-709万2千円	-23.9%	2,968万3千円	1.9%
村債	0	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	16億9,521万5千円	100%	1億1,011万円	6.9%	15億8,510万5千円	100%

表9・表10の項目説明

■村税

みなさんが納めた税金。

■地方譲与税

国税（自動車重量譲与税・地方揮発油譲与税・航空燃料譲与税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方道路の整備など。

■利子割交付金

貯金利子に課税される都民税の一部が交付されたもの。基準は都民税の割合。

■地方消費税交付金

消費税の一定額が村に交付されたもの。目的は地方分権の推進、地域福祉の充実など。

■自動車所得税交付金

自動車税の一定額が村に交付されたもの。目的は道路の整備。

■地方特例交付金

抜本的な税制の見直しが行われるまで、地方税の減収を補うために交付されるもの。

■地方交付税

国税（所得税・法人税・酒税・消費税・タバコ税）の一定額が村に交付されたもの。目的は地方公共団体の財政不均衡をなくし、全国一定のサービスを受けられるようにすることなど。

■分担金・負担金

特定の村事業で利益を受けた個人や団体が、その利益の中から支払うお金。

■国庫・都支出金

国や都が使い道を定めて交付するお金。目的や事業の性格で負担金、補助金、委託金に分類。

■寄付金

個人や団体から譲り受けたお金。

歳出（支出）の状況

平成 27 年度 上半期の一般会計歳出 11 億 9,831 万 7 千円

表 10：一般会計（目的別分類）歳出……平成 27 年度と平成 26 年度の比較

	平成 27 年度					平成 26 年度	
	支出済額	構成比	執行率	増減額	増減率	支出済額	構成比
議会費	3,034 万 6 千円	2.5%	51.8%	86 万円	2.9%	2,948 万 6 千円	2.4%
総務費	2 億 4,537 万 9 千円	20.5%	33.3%	-449 万 6 千円	-1.8%	2 億 4,987 万 5 千円	20.5%
民生費	1 億 5,066 万 5 千円	12.6%	21.4%	-231 万 4 千円	-1.5%	1 億 5,297 万 9 千円	12.5%
衛生費	9,927 万 9 千円	8.3%	33.3%	-214 万 8 千円	-2.1%	1 億 142 万 7 千円	8.3%
労働費	1,375 万 8 千円	1.1%	44.4%	32 万 4 千円	2.4%	1,343 万 4 千円	1.1%
農林水産費	1 億 2,300 万 3 千円	10.3%	37.5%	4,093 万 3 千円	49.9%	8,207 万円	6.7%
商工費	1 億 1,306 万 4 千円	9.4%	45.0%	6,387 万円	6.0%	1 億 667 万 7 千円	8.7%
土木費	1 億 4,976 万 8 千円	12.5%	26.9%	4,220 万 7 千円	39.2%	1 億 756 万 1 千円	8.8%
消防費	2,048 万 2 千円	1.7%	21.5%	-304 万 1 千円	-12.9%	2,352 万 3 千円	1.9%
教育費	1 億 2,798 万 8 千円	10.7%	9.7%	-1 億 680 万 5 千円	-45.5%	2 億 3,479 万 3 千円	19.2%
災害復旧費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
公債費	1 億 2,458 万 5 千円	10.4%	48.3%	369 万 7 千円	3.1%	1 億 2,088 万 8 千円	9.9%
諸支出金	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
予備費	0	0.0%	0.0%	0	0.0%	0	0.0%
合計	11 億 9,831 万 7 千円	100%	25.6%	-2,439 万 6 千円	-2.0%	12 億 2,271 万 3 千円	100%

平成 27 年度 上半期の特別会計歳出 20 億 7,116 万 7 千円

表 11：特別会計（歳出）……上半期の執行状況

特別会計の種類	予算額	収入済額	収入率	支出済額	執行率
連絡船事業	9,365 万 7 千円	738 万 3 千円	7.9%	3,803 万 1 千円	40.6%
簡易水道事業	9,299 万 1 千円	3,278 万 7 千円	35.3%	2,881 万 9 千円	31.0%
と畜場事業	1 万 7 千円	0	0.0%	0	0.0%
国民健康保険診療所	4 億 5,736 万 9 千円	8,253 万 8 千円	18.0%	1 億 7,994 万 6 千円	39.3%
国民健康保険事業	6 億 3,904 万 7 千円	1 億 9,867 万円	31.1%	2 億 6,883 万 5 千円	42.1%
後期高齢者医療事業	9,211 万 8 千円	1,323 万円	14.4%	2,993 万 3 千円	32.5%
下水道事業	2 億 3,565 万 9 千円	1,305 万 2 千円	5.5%	9,033 万 6 千円	38.3%
温泉ロッジ事業	2,023 万 9 千円	941 万 9 千円	46.5%	813 万 8 千円	40.2%
介護保険事業	4 億 3,942 万 3 千円	1 億 3,845 万円	31.5%	1 億 5,723 万 6 千円	35.8%
災害援護資金貸付事業	64 万 7 千円	10 万 1 千円	15.6%	0	0.0%
合計	20 億 7,116 万 7 千円	4 億 9,563 万円	23.9%	8 億 127 万 4 千円	38.7%

- 使用料・手数料
公共施設などの使用にかかる費用が使用料、住民票などの発行やゴミ処理にかかる費用が手数料。
- 財産収入
土地の貸付料など、村の財産を運用して得た収入。
- 繰入金
特別会計や基金などから一般会計へ繰り入れるお金。
- 繰越金
前年度の過剰金などを現年度へ繰り越すお金。
- 諸収入
預金の利子や貸付金の返済金など、さまざまな収入。
- 議会費
議員の報酬や費用弁償、事務局の経費など、議会の活動にかかる経費。
- 総務費
庁舎や財産の管理など、共通の内部事務にかかる経費。
- 民生費
高齢者や障害者、児童などの福祉にかかる経費。
- 衛生費
健康診断や環境対策、ゴミ処理などにかかる経費。
- 労働費
労働者の支援にかかる経費。
- 土木費
道路の整備や街路、公園の整備、村営住宅などにかかる経費。
- 消防費
消防業務や災害対策業務などにかかる経費。
- 教育費
小・中学校、社会教育などにかかる経費。

新島村の財政は健全です。

財政健全化判断比率・資金不足比率の公表

平成26年度の決算にともない、新島村の財政健全化判断比率と公営企業会計の資金不足比率をお知らせします。これは、財政健全化法に基づき、公表が義務付けられているものです。

▼『財政健全化法』とは？

『再建法』にかわり、平成19年6月に公布された法律。『再建法』は赤字額が一定の比率を超えた財政再生団体に指定する、レッドカードのみの制度です。これに対して『財政健全化法』は、4つの指数が一定の基準を超えた場合に、『早期健全化団体』と、『財政再生団体』に指定するイエローカードとレッドカードの二段がまえで財政状況をチェックします。予防も含めた制度です。

▼4つの指数とは？

①実質赤字比率
一般会計と特別会計の一部を合わせて「一般会計等」とよびます。一般会計等の赤字をあらわします。

②連結実質赤字比率

村の会計のすべてを対象にした赤字をあらわす割合です。

③実質公債費比率

1年間に一般会計等から借金の返済に充てる額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。

④将来負担比率

一般会計等から借金の返済に充てる将来の見込み額の割合。一部事務組合など新島村が加入する組織への返済も含めます。新島村には、地方公社や第三

…新島村の各比率の対象

新島村の決算様式	一般会計	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費比率	④将来負担比率
	連絡船事業				
	温泉ロッジ事業				
	災害援護資金貸付事業	資金不足比率			
	老人保健事業				
	国民健康保険診療所				
	国民健康保険事業				
	介護保険事業				
	後期高齢者医療事業				
	公営事業会計	資金不足比率			
簡易水道事業					
と畜場事業					
下水道事業					
新島村が加入の組織	一部事務組合	…※新島村は対象外			
東京都市町村総合事務組合					
東京都市町村退職手当組合					
東京都市町村議会議員公務災害補償等組合					
東京都後期高齢者広域連合					
地方公社・第三セクター	…※新島村は対象外				

セクターはありません。したがって、この部分は含まれません。

▼早期健全化団体・財政再生団体の基準

①～④の指数が表1の基準値を1つでも上回ると早期健全化団体または財政再生団体になります。

▼早期健全化団体・財政再生団体とは？

会社に例えると、経営状態が悪く、倒産の一手前が「早期

健全化団体」。倒産にあたるのが「財政再生団体」となります。

▼早期健全化団体・財政再生団体になるとどうなる？

国の監視のもとで計画的に財政の再生をすすめます。予算の制約など、お金の使い方が制限されます。このほか、役場内部の改革だけでなく、税金や公共料金の増額など、みなさんの生

表1…平成26年度 財政健全化判断比率の状況

	①実質赤字比率	②連結実質赤字比率	③実質公債費率	④将来負担比率
新島村の状況	—	—	7.2%	—
早期健全化基準 (イエローカード)	15.0%	20.0%	25.0%	350.0%
財政再建基準 (レッドカード)	20.0%	40.0%	35.0%	

※新島村は黒字のため「—」と表示しています。

表2…平成26年度 資金不足比率の状況

公営企業会計	特別会計の名称	資金不足比率
	簡易水道事業会計	—
	と畜場事業会計	—
	下水道事業会計	—
	健全化基準値	20.0%

■公営企業会計ごとの資金不足額が各事業規模に占める割合です。
※新島村は各会計とも資金不足額がありませんので「—」表示です。

活にも大きな影響を及ぼします。

▼判断基準値からみる新島村の財政状況

新島村の4つの指数は、国の定めた基準を下回り、早期健全化団体や財政再生団体に指定されることはありません。(表1、表2)

実質赤字比率・連結赤字比率は黒字。「—」と表示しました。実質公債費比率は7.2%となっており、(全国市区町村の平均は8.0%)。将来負担比率、資金不足比率も基準値以下です。「—」と表示しました。

これからもより良い予算づくりに、将来に負担をかけない堅実な財政運営につとめます。

問い合わせ

企画財政課 財政係

☎(5)0240内線202